

【設問 1】

【小問 1】

1. 監査役は本来取締役の職務の執行を監査し（会社法「以下法名略」381 条 1 項）取締役への報告義務（382 条）や行為の差し止め（385 条）等は認められているところ、株主である乙社の招集する臨時株主総会 1（297 条 1 項、同条 4 項 1 号）の開催をやめるように求めることができるか、乙が取締役ではなく株主であるから問題となる。
2. この点につき、本来は会社の業務を執行する取締役（348 条 1 項）が株主総会を招集するところ（296 条 3 項）、それが期待できない等の事情がある場合に一定の要件をみたす株主に臨時株主総会の招集を認めている。株主総会は会社に関する一切の事項を決議することができるものであるから、株主総会を招集する株主は取締役に準じた立場にあるといえる。したがって、当該株主が行う招集や開催に法令違反がある場合、取締役ではないから 385 条を直接適用はできないが、監査役は 385 条を類推適用して行為等をやめることを請求できるとすべきである。
3. 本件についてみると、乙社は本件臨時株主総会 1 を開催するため招集通知を発しているから取締役に準じた立場といえる。D は本件書面を見て、乙社が議案に賛成してくれた場合には 1,000 円相当の商品券を贈呈するとしていたから不正な利益供与にあたる法令違反があると考えた。そのため、適正に株主総会が行われるように、D は監査役として 385 条を類推適用して本件臨時株主総会 1 の開催をやめるように求めることができる。
4. 以上のような手段があると、弁護士は D に回答すべきである。

【小問 2】

1. E において考えられる主張
本件決議 1 は令和 3 年 10 月 20 日に可決された。株主である B は決議の日から 3 か月以内である同年 11 月 15 日の時点で本件決議 1 は①招集の手続きが法令に違反している（831 条 1 項 1 号前段）②決議の方法が著しく不公正なとき（同条 1 項 1 号後段）にあたるとして、本件決議 1 の取消しを求めて提訴していることが考えられるが認められるか。
2. E の主張の根拠とその当否
(1) ①について
ア. E としては本件臨時株主総会 1 の招集の際、本件書面に本件各議題に賛成してくれた場合には 1,000 円相当の商品券を贈呈するといって賛成票に投じるように働きかけたことが、120 条 1 項の利益供与にあたり招集の手続きに法令違反であると主張することが考えられる。
イ. この点につき 120 条 1 項は株式会社自体の利益供与を禁止しているから同条を直接適用することはできないが、同条の趣旨が会社の財産を保護し、株式会社の健全な運営を確保しようとするものであるから、この趣旨に反する行為はたとえ株式会社でなくてもそれに準ずるような立場の者であった場合には同条を類推適用して、法令違反を認めるべき

コメントの追加 [英杉1]: まず検討すべき手段を特定する必要がある。

コメントの追加 [英杉2]: 書いている内容は正しいので、文章を整えたい。

である。

ウ. 本件についてみると、乙社は既述のように取締役に準ずる立場を有し、会社の業務執行に多大なる影響を及ぼす地位にあるから、乙社の行動は会社運営自体に影響を与え、120条を類推適用することができる主体となりえる。

しかし、同条の趣旨は会社の財産を保護することであり、利益供与がなされることによって株主総会の健全な運営をできなくなるのを防ぐことにある。したがって、本件では乙社が自ら賛成者に1,000円の商品券を贈呈するのだから、甲社の財産には直接影響がない。

エ. よって、乙社が自ら賛成者に対して1,000円分を出捐する以上、120条1項の趣旨には該当せず、利益供与にはあたらないといえ、Eの①に主張は認めることができない。

(2) ②について

ア. Eの①の主張が認められないとしても、Eとしては本件決議1の方法が「著しく不公正なとき」にあたるとして当該決議の取消しを求めることが考えられる。

イ. 「著しく不公正なとき」とは、公平の観点から公正でない程度が甚だしい場合をいうと解する。

ウ. 本件についてみると、確かに1,000円の商品券はそれ程高額までとはいえない。しかし、過去に商品券等は提供されたことはなく、本件臨時株主総会1の議決権数は例年の定時株主総会よりも約30%増加し、本件決議1は約75%の圧倒的多数で可決された状況を踏まえると、乙の賛成者に商品券を贈呈するという本件書面によって、投票行動が多分に影響を受けたといえる。会社運営を担う取締役や監査役の選任という重要な議題にもかかわらず、商品券の贈呈という乙社の提案によって決議自体が公平さを欠き、その程度も著しいといえる。

エ. よって、Eの②の主張は妥当といえ、Eは831条1項1号後段に基づき、本件決議1を取消すことができる。

【設問2】

1. 丙社として考えられる主張

丙社としては本件株式併合によって甲社の株主から締め出された。株式併合をやめることの請求(182条の3)は既に株式併合の効力が生じているから(事実13.)行使できず、会社の組織に関する行為の無効に株式併合は含まれていない(828条参照)。したがって、丙社としては、本件株式併合は本件決議2によって決められたから(180条2項)、本件決議2を取消して本件株式併合を無効にして従来の株主としての立場を取り戻すことが考えられる。

2. 丙社の主張とその当否

- (1) ア. 丙社は株主等(831条1項)であり、本件決議2から3か月以内の事実13時点で、決議2がAらの「特別の利害関係を有する者」の議決権行使によって、著しく不当な決議がなされたとして831条1項3号に基づき本件決議2の取消しを求めることが考えられる。

コメントの追加 [英杉3]: それは監査役の差止請求の対象となる場面の話であって、利益供与の場面では異なる考慮が必要となる。

コメントの追加 [英杉4]: 解釈になっていないのでは。

コメントの追加 [英杉5]: あてはめの対象が不明確であるので、単なる事実の羅列になってしまっている。

イ「特別の利害関係を有する者」とは、決議によって他の株主と共通しない特殊な利益を得る者をいう。

ウ、Aらは本件決議2によって最終的に丙社を甲社から締め出してAら3人だけが株主になる地位を得ることになるから「特別な利害関係を有する者」といえる。その者たちが決議で議決権を行使し結果として丙社のみを甲社から締め出しているから「著しく不当な決議」であるとして831条1項3号の要件をみたし、丙社の主張は認められるようにもみえる。

(2)ア、もっとも甲社は公開会社から令和3年12月時点で非公開会社になっていた(事実6.)。非公開会社は公開会社と異なり、株式の譲渡を制限することによって既存株主の権利を保護するものであるから、会社の価値が毀損されるおそれがある場合や会社経営を担ってきた既存株主の権利が侵害されるおそれがある場合は、たとえ「特別な利害関係を有する者」であったとしても会社や株主保護の観点から株式併合によって反対株主を締め出すことを認めるべきである。

イ、本件についてみると、確かに丙社は令和3年12月に甲社の再建を支援するために甲社の株主となりFを取締役として派遣したり取引先を紹介したりして甲の再建に尽力した。しかし、その後はFとAらとの間に見解の相違が見られるようになり、令和5年10月に丙社の代表取締役Gからは競合関係にある丁社と業務提携を勧められ、その後Gは甲社を丙社の完全子会社にする意向を持っていることがわかった。甲社と丁社に自社の技術やライセンスが流失し経営に介入されることを防ぎ、また丙社による完全子会社化を防ぐことによって、甲社の価値が毀損されることなく独立を維持し、自らの株主としての地位を守るために、丙社を株式併合によって締め出すことはやむを得ないことであるといえる。その手続きはすべて適法に行われたから、本件決議2の決議取り消しの訴えは認めることはできない。

(3)よって、丙社の主張は認められない。

コメントの追加 [英杉6]: 「みえる」とはどういうことか。

コメントの追加 [英杉7]: 無理がある理解である

以上

コメントの追加 [英杉8]: 全体として、日本語としてわかりにくい文章が多いと感じます。一文を短くする、主語と述語を対応をさせる、文と文の接続を論理的に行う等、基本的な文章の書き方を丁寧にしたいところです。